



議案第百六号

三朝町公営企業の管理者の設置及び組織に関する条例
の廃止について

次のとおり三朝町公営企業の管理者の設置及び組織に関する条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松村 喬成

昭和五十六年十二月七日

原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第

号

三朝町公営企業の管理者の設置及び組織に関する条例を
廃止する条例

三朝町公営企業の管理者の設置及び組織に関する条例（昭和五十一年三朝町条例第十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。